

第1章

總論

1. 計画策定の趣旨

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」をはじめとした国際的な取り組みとともに着実に進められてきました。これらの動きに伴い、法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化しています。

その一方で、性別による固定的役割分担に基づく意識や慣行は、社会のあらゆる分野に依然として残り、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの問題が顕在化するなど、男女共同参画社会の実現を妨げる要因は数多く存在しています。さらに、少子高齢化の進展など社会経済情勢の急速な変化により、新たな課題も生じており、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題と位置づけられ、その取り組みの重要性がなお一層高まっています。

三芳町においては、平成2年（1990年）に婦人児童課に婦人担当窓口（婦人係）を設置したのを端緒に、平成4年（1992年）に行動計画策定委員会の答申を受けて「三芳町女性行動計画 ―男女平等社会の確立を目指して―」を策定し、各種の女性関連施策を展開してきました。平成12年度（2000年）に「みよしまち女と男ひとひとの共同参画プラン」を策定、男女共同参画社会づくりに向けたさまざまな施策に取り組んできました。

そして、このたび、現計画の計画期間終了に伴い、社会経済情勢の変化から生じた新たな課題に的確に対応し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次三芳町男女共同参画基本計画」を策定しました。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画（第2次）」、県の「埼玉県男女共同参画推進条例」「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- (2) この計画は、「三芳町第4次総合振興計画」や町における他の部門計画との整合性を図っています。
- (3) この計画は、「三芳町男女平等に関する意識調査」の結果や「三芳町男女共同参画推進会議」の提言を踏まえ、住民の意見を尊重して策定するものです。

3. 計画の期間

この計画は、平成19年度（2007年）から平成27年度（2015年）までの9年間とします。最終年度は、三芳町第4次総合振興計画と同じ年度としています。

ただし、国や県の動向を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、住民と行政が連携し、協力しながら取り組むことが不可欠です。

男女平等の問題は、町政の各分野に直接的・間接的にかかわる幅広い課題であり、庁内各課との緊密な連携のもとに、総合的・効果的な施策の推進が必要です。また、男女共同参画の主流化を進め、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込むことが必要となります。

さらに、各施策を進める職員一人ひとりの男女共同参画意識の更なる醸成をはじめ、全庁的に推進していく体制が必要であり、町内事業所の模範となり率先した取り組みが求められます。

こうした男女共同参画の推進には、住民の積極的な参画や自主的な取り組みが、この計画の目標実現の大きな原動力となり重要です。平成14年度（2002年）に発足した「三芳町男女共同参画推進会議」との連携や協働による取り組みを一層強化し、住民と行政のパートナーシップにより、男女共同参画プランを積極的に推進していきます。

（1）推進体制の整備・充実

- ①男女共同参画推進条例の制定
- ②庁内推進体制の充実
- ③「三芳町男女共同参画推進会議」の体制強化と機能充実
- ④国・県・及び住民・事業者等との連携強化
- ⑤計画の周知

（2）計画の進行管理と現状の分析

- ①進捗状況の進行管理
- ②進捗状況の評価
- ③調査・研究・情報提供

（3）住民・事業者等と行政のパートナーシップによる計画の推進

- ①協働による事業の実施
- ②町の特徴や住民ニーズにあった男女共同参画の推進

5. 計画策定の背景

【世界の動き】

国際連合が昭和50年（1975年）に提唱した「国際婦人年」と、それに続く「国連婦人の10年」を契機に、「平等」「開発」「平和」を目標として女性の地位向上に関する取り組みが世界的な規模で展開されました。

また、平成7年（1995年）には、アジア初の世界女性会議が中国北京市で開催され、国際的な指針となる「行動綱領」や「北京宣言」が採択されました。ここでは、特に「女性のエンパワーメント（力をつけること）」、「女性の人権の尊重」、「パートナーシップの強化」などが、実質的な女性の地位向上と男女平等達成のための重要な柱として示されました。

平成12年（2000年）、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、各国が今後とるべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択され、男女共同参画の推進は国際的な大きな流れとなっています。

【日本の動き】

我が国では、世界の動きを受け昭和50年（1975年）総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を策定し、以後、昭和59年（1984年）「国籍法」の改正、昭和60年（1985年）に「男女雇用機会均等法」の成立など男女平等に関する法律や制度面の整備を行い、同年には「女子差別撤廃条約」を批准しました。

また、平成8年（1996年）に「男女共同参画2000年プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現は、我が国が取り組まなければならない最重要課題として改めて提起されました。

平成11年（1999年）、セクシュアル・ハラスメントについての事業主配慮義務を規定した「男女雇用機会均等法」の一部が改正されるとともに、「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき平成12年（2000年）に男女共同参画基本計画を策定、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に図っていくことになりました。

平成13年（2001年）、内閣府に男女共同参画局及び男女共同参画会議が設置され、我が国における推進体制が強化されました。また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、平成16年（2004年）にDV防止法の改正法が施行されました。

【埼玉県の動き】

埼玉県では、昭和55年（1980年）に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定し、昭和61年（1986年）にこの計画を引き継ぐ形で、平成7年（1995年）までの10ヵ年計画である「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。

女平等社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、「埼玉県男女共同参画推進条例」を平成12年（2000年）4月1日より施行し、この条例に基づく初めての男女共同参画に関する基本的な計画として平成14年（2002年）に「男女共同参画推進プラン2010」を策定し、平成18年（2006年）に中間見直しを行いました。

また、男女共同参画の取り組みを支援する施設として「With you さいたま」を平成14年（2002年）に開設し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

【三芳町の動き】

三芳町では、前述の国や県の動向を踏まえ、昭和59年（1984年）に児童課の事務分掌に「婦人の地位向上に関すること」を位置づけ、啓発事業を中心に取り組みをはじめました。

平成2年（1990年）に婦人児童課に婦人担当窓口（婦人係）を設置し、平成4年（1992年）には、行動計画策定委員会の答申を受けて「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」を策定して、各種の女性関連施策を展開してきました。

平成12年（2000年）に「みよしまち女と男ひとひとの共同参画プラン」を策定し、男女が共に参画するまちづくりを基調とした男女平等施策を推進してきました。また、住民との協働による取り組みを進めるために、平成14年（2002年）に「三芳町男女共同参画推進会議」を設置して、「共ひとひと生きる女と男のセミナー」の企画・運営や男女共同参画情報誌「まなざし」の企画・編集など、男女共同参画施策を住民参画のもとに進めてきました。

また、同年、男女共同参画社会の形成と女性の人権確保を目的に、家族、対人、生活、職業、心身等で悩みを抱える女性を支援するため「女性相談（フェミニスト・カウンセリング）」を開設し相談窓口の拡充を図りました。

平成16年（2004年）と平成18年（2006年）には、「三芳町男女共同参画推進会議」から男女共同参画施策に関する提言書が町長に提出されました。さらに平成18年（2006年）、「三芳町男女平等に関する意識調査」を実施し、「みよしまち女と男ひとひとの共同参画プラン」見直しに向けて検討を進めました。

そして、このたび、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成27年度（2015年）までを計画期間とする「第2次三芳町男女共同参画基本計画」を策定しました。

